

水俣市防災・観光 Wi-Fi ステーション等整備事業
仕様書

令和 8 年 6 月

水俣市

1 業務名

水俣市防災・観光 Wi-Fi ステーション等整備事業委託業務（以下「本業務」という）

2 業務の目的

本市においては、防災拠点及び観光拠点となる施設において、公衆無線 LAN 環境を整備し、防災情報を適時適切に配信するためのポータルサイト及び管理機能を構築し、災害時における情報伝達手段及びインターネット接続手段の確保を図ることを目的とする。

併せて、地域住民、観光客その他施設利用者に対し、安全かつ利便性の高い無料インターネット接続環境を提供するものとする。

3 基本方針

本業務は、防災機能強化及び観光振興の両面を目的としたシステム整備業務として実施するものとする。

整備に当たっては、各施設に屋内外の公衆無線 LAN アクセスポイントを配置するとともに、市役所内にセンター設備を構築し、認証、ログ収集、情報配信、監視及び管理を一元的に実施できる構成とすること。

また、災害時においても継続的な情報提供が可能となるよう、バックアップ、停電対策、可用性及び保守性に配慮したシステムとすること。

さらに、利用者の利便性向上を図るため、多言語表示、認証機能、ポータル表示及び管理機能を備えた標準的かつ安定した構成とすること。

4 全体仕様

(1) 業務の概要

本業務は、次の業務を包括的に受託者に委託するものとする。

ア 水俣市役所内におけるセンター設備の構築

イ 各対象施設における屋内外公衆無線 LAN アクセスポイントの設置

ウ 屋外用ドームカメラ、収容箱、蓄電池収容箱その他附帯設備の設置

エ NTT VPN 網等を用いたネットワーク構築

オ 5GHz 帯無線による一部施設間通信網の整備

カ 防災・観光情報配信ポータルサイト及び管理機能の構築

キ 利用者認証機能、多言語対応機能、ログ収集機能及びセキュリティ対策の実装

ク 導入、試験、操作教育、運用開始支援及び保守対応

(2) 対象施設及び整備箇所

本業務の対象施設及びアクセスポイント整備数は、次のとおりとする。

No.	対象施設	屋内 AP	屋外 AP	備考
1	水俣市役所	2	0	
2	水俣市立総合体育館	3	1	
3	もやい館	3	0	
4	みなまた観光物産館周辺（木のおもちや館きらら、インフォメーションセンター、たけんこ、管理事務所等）	3	3	
5	環境学習情報交流センター（新水俣駅構内）	1	0	
	合計	12	4	16基

(3) 履行期間

ア システム整備業務

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

イ システム保守・運用支援業務

別途契約により定めるものとする。

(4) 成果物

受託者は、本業務の履行に当たり、少なくとも次に掲げる成果物を提出すること。

ア システム構成図

イ ネットワーク構成図

ウ 機器一覧表

エ 設置図面

オ ポータルサイト設計書

カ 試験成績書

キ 操作マニュアル

ク 保守体制図

ケ 完了報告書

※成果物の提出媒体、部数及び提出時期は、契約締結後に市と協議の上、定めるものとする。

(5) 留意事項

ア 受託者は、本業務に必要な関係法令、各種基準及び安全管理上の規定を遵守すること。

イ 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

ウ 受託者は、現地調査、設計、設置、試験及び教育について、市と十分協

議の上、実施すること。

エ 既存施設の運営に支障を与えないよう、作業工程及び施工方法に十分配慮すること。

5 水俣市防災・観光 Wi-Fi ステーション等整備事業仕様

(1) システム要件

ア システム概要

本システムは、防災拠点及び交通結節点等において Free Wi-Fi 環境を整備し、平時には市民及び観光客の利便性向上を図るとともに、災害時にはインターネット接続手段及び情報提供手段を確保するものである。

また、防災情報その他市が配信すべき情報を、ポータルサイトを通じて利用者に提供できるものとする。

イ センター設備

センター設備は、水俣市役所内に設置するものとし、少なくとも次に掲げる機能及び機器を備えること。

(ア) 情報配信用システムサーバ

情報配信アプリケーションを常時稼働させ、各拠点への情報提供を行うこと。

(イ) データバックアップサーバ

システムサーバのデータを日次でバックアップし、一定期間保持できること。

(ウ) 操作用パソコン

職員が必要に応じて情報更新、機器操作及び監視を行うことができること。

(エ) インターネット接続認証装置

利用者認証、接続制御、ログ管理等を一元的に実施できること。

(オ) 無停電電源装置 (UPS)

停電時においても一定時間正常稼働し、必要に応じて安全にシャットダウンできること。

ウ 公衆無線 LAN 設備要件

各対象施設には、施設特性及び利用環境に応じ、屋内用又は屋外用のアクセスポイントを設置すること。

アクセスポイントは、必要な通信品質を確保できる能力を有し、複数の ESSID 設定に対応できること。

また、設置箇所において安定した通信が可能となるよう、事前の現地調査及び電波設計を実施すること。

エ ネットワーク要件

センター設備、各防災・観光 Wi-Fi ステーション及び各公衆無線 LAN 設備を接続するネットワークは NTT VPN 網等を用いて構築すること。

また、必要に応じて 5GHz 帯無線による施設間通信網を構築し、対象施設間の接続性を確保すること。

ネットワーク構成は、運用性、保守性及び障害切り分けの容易性に配慮したものとすること。

オ 情報配信ポータル要件

本システムは、利用者が Wi-Fi 接続時に閲覧するポータルサイトを備えること。

ポータルサイトは、防災情報、観光情報その他市が必要と認める情報を表示できること。

また、既存観光情報との連携、情報の更新管理及び市職員による運用管理が可能な構成とすること。

必要に応じて、画像情報、投稿情報その他関連情報を取り扱える機能を有すること。

カ 認証機能要件

利用者のインターネット接続に当たっては、端末からの申請により認証を行う機能を有すること。

接続時間は任意に設定可能とし、設定した時間を超過した場合には自動的に切断できること。

また、必要に応じてメールアドレス認証、SNS 認証その他の認証方式に対応できる構成とすること。

キ 多言語対応要件

ポータルサイト及び利用者向け表示画面は、市が指定する複数の外国語表示に対応できること。

表示言語の切替えが容易であり、外国人観光客に配慮した操作性を有すること。

ク ログ収集及び管理要件

システムは、接続認証ログ、利用アクセスポイント情報、端末識別情報その他運用上必要なログを収集し、管理できること。

また、管理者が障害解析、利用状況確認及び運用管理のためにログを参照又は出力できること。

ケ セキュリティ要件

本システムは、不正アクセス防止、認証管理、ログ保全その他必要なセキュリティ対策を講じた構成とすること。

また、利用者情報及び運用情報の取扱いに当たっては、関係法令及び個人情報保護に関する基準を遵守すること。

屋外設置機器については、設置環境に応じた耐候性、耐環境性及び防護措置を講じること。

コ バックアップ及び可用性要件

システムサーバのデータは日次でバックアップを取得し、一定期間保持すること。

また、停電時においては、センター設備に対し、少なくとも一定時間の継続稼働又は正常なシャットダウンに必要な電源を供給できること。

システムは、災害時の利用を想定し、可用性の高い構成とすること。

(2) 導入要件

受託者は、機器設置、配線、ネットワーク設定、認証設定、ポータル設定、試験調整その他本システムの稼働に必要な作業を一括して実施すること。

また、導入に当たっては、既存施設の運営に支障を及ぼさないよう工程管理を行うこと。

(3) 試験要件

受託者は、本システムの導入後、次に掲げる試験を実施すること。

ア 通信試験

イ 認証試験

ウ ポータル表示試験

エ ログ収集試験

オ 障害時動作確認試験

カ 運用開始前総合試験

試験結果は書面に取りまとめ、市の確認を受けること。

(4) 教育要件

受託者は、市職員を対象として、操作説明、日常運用、障害時対応及び管理機能の利用方法に関する教育を実施すること。

また、教育に必要な操作マニュアルその他資料を作成し、提出すること。

6 水俣市防災・観光 Wi-Fi ステーション等保守・運用支援業務仕様

(1) 基本事項

受託者は、本システムの安定稼働を確保するため、保守及び運用支援を実施すること。

保守対象には、センター設備、アクセスポイント、認証機能、ポータ

ル機能及び関連ネットワークを含むものとする。

(2) 保守要件

- ア 障害発生時の切り分け、復旧支援及び必要な現地対応を行うこと。
- イ 機器故障、設定不具合及び通信異常に対し、適切に対応すること。
- ウ 保守対応体制、連絡窓口及び対応フローを明確にすること。
- エ 必要に応じて、保守拠点及び支援体制を整備すること。

(3) 運用支援要件

- ア 利用状況の確認及びログの管理支援を行うこと。
- イ 管理者画面等を通じて、設定変更、情報更新及び障害解析に必要な機能を提供すること。
- ウ 市からの問合せに対し、適切な支援を行うこと。

(4) 保証要件

- 受託者は、納入後において、設計、製作、設定又は施工に起因する不具合が判明した場合には、速やかに無償で是正すること。
- 保証期間その他詳細は、契約において別途定めるものとする。

7 その他

(1) 協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、定めるものとする。

(2) 仕様の見直し

本仕様書は、詳細設計、現地調査結果及び契約条件を踏まえ、必要に応じて市と協議の上、調整できるものとする。